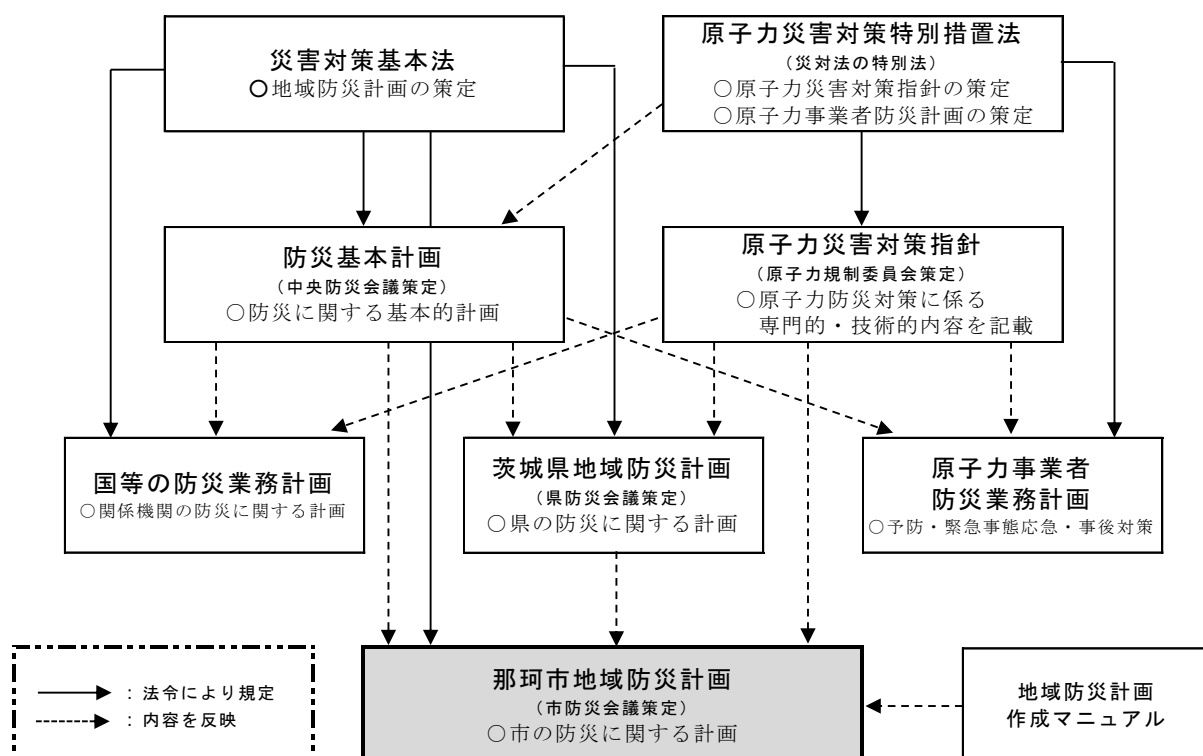


那珂市地域防災計画の修正について(概要)

1 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、市長が会長を務める那珂市防災会議において作成が義務づけられており、那珂市の自然災害対策及び原子力災害対策の基本計画となるものである。

防災計画体系図



2 計画修正の背景

防災基本計画、原子力災害対策指針及び茨城県地域防災計画等の一部改定に伴い、これらの計画等との整合を図るとともに、市の組織改正を反映させ、あわせて記載情報の更新・時点修正等を行うものである。

3 主な修正項目

【自然災害等対策編】

- (1) 法改正に伴う住民へ発出する避難情報及び市の発令基準の見直し
【第2章第2節～】

避難勧告の廃止や避難指示への一本化等に伴い、住民へ発出する避難情報の変更を行う。また、関連して市の発令基準の変更を行う。

- (2) 法改正に伴う個別避難計画の作成における努力義務の明記
【第2章第3節】

避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務とされたため、項目を明記する。

- (3) 法改正に伴う日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域の指定による追加【第1章第3節】

本市が推進地域の指定を受けたことを踏まえ、作成が必要となった推進計画を本編に明記する。

- (4) 感染症対策の追加
【第2章第1節～】

職員の派遣、応援職員の受け入れ際の健康管理や感染症対策の備蓄について明記する。

- (5) 市の組織改正等に伴う班体制の見直し
【第3章第1節】

行政組織の改正等に伴い、現行の班体制を実態に即した変更を行う。

【原子力災害対策編】

- (1) 避難所を確保する際の一人当たり面積の目安の明記
【第2章第8節】

避難所を確保する際の面積の目安について、感染症対策やプライバシー確保等に配慮し、1人当たり3㎡以上とすることを明記する。

- (2) 市の組織改正等に伴う班体制の見直し
【第2章第6・7節、第3章第3節】

行政組織の改正等に伴い、現行の班体制を実態に即した変更を行う。

- (3) 記載の適正化【第3章第3節】

「一時集合所の設置・運営に関する事務」について、実態に即して実動組織である消防班を除く各班の事務分掌に追加する。

【資料編】

- (1) 資料の時点修正